

## 松野町林業新規就業者支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、松野町への移住及び町内在住者の雇用を促進し、林業に就業する者の支援を行い、当町の林業就業者の確保及び林業の発展を図るため、松野町林業新規就業者支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規雇用従業員 常用雇用者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者等で、1週間の所定労働時間が30時間以上のものをいう。）として新たに雇用される者をいう。
- (2) 認定林業事業体 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第3項の規定により愛媛県知事が認定し、かつ、松野町内の森林経営計画の認定を受け、県内外在住者に対する求人を行っている林業事業体をいう。

### (対象及び要件)

第3条 補助金の交付対象となる事業体（以下「対象事業体」という。）は、原則として、町の住民基本台帳に記録されている者のうち、次の各号のいずれにも該当する新規雇用従業員（以下「対象従業員」という。）を雇用した認定林業事業体又はフォレスト株式会社とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 林業に就業することを目的として、町外から松野町へ転入した者（以下「転入者」という。）又は町内在住者
- (2) 対象従業員となる日において、50歳以下である者
- (3) 生活費の確保を目的とした国の事業による補助金等の交付を受けていない者

### (補助金の区分等)

第4条 補助金の区分等は、別表に掲げるとおりとする。ただし、補助金の交付額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

### (交付申請)

第5条 対象事業体は、補助金の交付を受けようとするときは、町長が指定

する日までに、松野町林業新規就業者支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。

（交付決定）

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金の交付額を確定し、対象事業体に対し松野町林業新規就業者支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（変更承認申請）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた対象事業体（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定を受けた申請内容を変更する場合は、松野町林業新規就業者支援事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の変更承認申請について準用する。

（請求）

第8条 交付決定者は、前条の規定により補助金の交付決定を受けたときは、松野町林業新規就業者支援事業補助金交付請求書（様式第4号）により、町長に補助金の交付を請求するものとする。

（交付）

第9条 町長は、前条の請求書を受理し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他の不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

(2) 補助金の交付の条件に反したとき。

（補助金の返還）

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該交付決定者にその返還を命ずることができる。

(報告及び調査)

第12条 町長は、交付決定者及び対象従業員に対し、必要に応じて就業状況等について報告を求め、現地調査等を行うことができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月29日告示第17号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月27日告示第20号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	交付要件	交付額	交付回数又は期間	
就業支援金	1 転入者 林業に就業することを目的として、町外から松野町へ転入した者で、転入届を提出した後3月以内に対象事業体と雇用契約を締結した対象従業員又は対象事業体と雇用契約を締結し年内に転入届を提出した対象従業員。ただし、南予森林アカデミー卒業生にあつては、卒業後3月以内に対象事業体と雇用契約を締結することにより、松野町へ転入したものとみなす。		同一対象従業員につき 1回	
	(1) 県内からの転入者	36万円		
	(2) 県外からの転入者	60万円		
	2 町内在住者 町内在住者で対象事業体と雇用契約を締結した対象従業員			
	(1) 対象従業員となる日において25歳以下の者	1年目	50万円	
		2年目	30万円	
		3年目	20万円	
	(2) 対象従業員となる日において26歳以上40歳以下の者	1年目	30万円	
		2年目	20万円	
	(3) 対象従業員となる日において41歳以上50歳以下の者	1年目	30万円	

定住支援金	上欄就業支援金の交付要件1に該当し、対象従業員となつてから6月以上引き続き雇用される見込みの対象従業員	70万円	同一対象従業員につき1回
住宅支援金	上欄就業支援金の交付要件1に該当し、町内で賃貸住宅に居住している対象従業員	1月につき、家賃の額又は2万円のうちいずれか少ない額	同一対象従業員につき60月以内。ただし、林野庁が実施する「緑の雇用」現場技能者育成対策事業において雇用促進支援費(住宅手当)が雇用主に助成されている場合は、当該助成期間は、除く。

様式第1号（第5条関係）

松野町林業新規就業者支援事業補助金交付申請書

年 月 日

松野町長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

松野町林業新規就業者支援事業補助金の交付を受けたいので、松野町林業新規就業者支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請いたします。

記

申請区分 就業支援金 (1)転入者 ①県内からの転入者 円  
②県外からの転入者 円  
(2)町内在住者  
①25歳以下( 年目) 円  
②26歳以上40歳以下( 年目) 円  
③41歳以上50歳以下 円  
定住支援金 円  
住宅支援金( 年目) 円( 年 月分から 年 月分まで)

対象従業員	氏名		
	生年月日	年 月 日 (対象従業員となる日の年齢: 歳)	
	住所	松野町大字	
	松野町への転入日	年 月 日 (前住所地都道府県名: )	
	賃貸住宅	物件名	
		家賃	円/月額
		契約始期	年 月 日
就職日	年 月 日		

※2年目以降の申請の場合 初年度の交付(変更)決定年月日等	第 号 年 月 日
----------------------------------	--------------

添付書類

- (1) 住民票の写し
  - (2) 履歴書の写し
  - (3) 雇用契約書の写し
  - (4) 居住する住宅に係る賃貸借契約書の写し（住宅支援金の場合）
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- ※ 2年目以降の申請については、添付書類(1)から(4)までは省略する。



様式第3号（第7条関係）

松野町林業新規就業者支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日

松野町長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

年 月 日付け、第 号により松野町林業新規就業者支援事業補助金の交付決定を受けた松野町林業新規就業者支援事業について、松野町林業新規就業者支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり変更の承認を申請いたします。

記

変更の理由

変更区分 就業支援金 (1)転入者 ①県内からの転入者 円  
②県外からの転入者 円  
(2)町内在住者  
①25歳以下( 年目) 円  
②26歳以上40歳以下( 年目) 円  
③41歳以上50歳以下 円

定住支援金 円

住宅支援金( 年目) 円( 年 月分から 年 月分まで)

対象従業員	氏名		
	生年月日	年 月 日 (対象従業員となる日の年齢: 歳)	
	住所	松野町大字	
	松野町への転入日	年 月 日 (前住所地都道府県名: )	
	賃貸住宅	物件名	
		家賃	円/月額
		契約始期	年 月 日
就職日	年 月 日		

※ 変更のあった事項のみ記入してください。

添付書類

- (1) 住民票の写し
  - (2) 履歴書の写し
  - (3) 雇用契約書の写し
  - (4) 居住する住宅に係る賃貸借契約書の写し（住宅支援金の場合）
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- ※ 変更のあった書類のみ添付してください。

様式第4号（第8条関係）

松野町林業新規就業者支援事業補助金交付請求書

年 月 日

松野町長 様

請求者 住所  
氏名  
電話番号

年 月 日付け、第 号で交付の決定を受けた松野町林業新規就業者支援事業補助金について、松野町林業新規就業者支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求の区分

就業支援金 (1)転入者 ①県内からの転入者 円  
②県外からの転入者 円  
(2)町内在住者  
①25歳以下( 年目) 円  
②26歳以上40歳以下( 年目) 円  
③41歳以上50歳以下 円

定住支援金 円

住宅支援金( 年目) 円( 年 月分から 年 月分まで)

2 請求額 円

3 対象従業員氏名

4 振込先 申請者名義の口座を記入してください。

金融機関名	
支店・支所名	
種類	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義（フリガナ）	
口座名義（漢字）	